（原状回復等の措置に係る費用負担）

第百条　都道府県知事等は、法第五十一条第五項の規定により当該原状回復等の措置に要した費用を負担させようとする場合においては、当該違反転用者等に対し、その者に負担させようとする費用の額の算定基礎を明示するものとする。

別記様式（第74条関係）中「1　届出者の氏名（法人にあっては、その代表者の氏名）を自署する場合においては、押印を省略することができます。」を削り、「2　届出者」を「届出者」に改める。

（農業経営基盤強化促進法施行規則の一部改正）

第三条　農業経営基盤強化促進法施行規則（昭和五十五年農林水産省令第三十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加え、改正前欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを削る。

改正後	改正前
（農業経営改善計画の認定申請手続） **第十三条**　（略） 2　前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　当該農業経営改善計画に法第十二条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。第十五条の七第二項第六号イ及び第七号イにおいて同じ。） ハ～ト　（略）	（農業経営改善計画の認定申請手続） **第十三条**　（略） 2　前項の様式には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　（略） 二　当該農業経営改善計画に法第十二条第六項に規定する事項を記載する場合には、次に掲げる書類 イ　（略） ロ　当該事項に係る土地の位置を示す地図及び当該土地の登記事項証明書（全部事項証明書に限る。） ハ～ト　（略）
（農業経営改善計画の認定基準） **第十四条**　法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ　（略） ロ　当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第百八条第一項第八号に掲げる事項についての定めがある種類の株式の種類株主を構成員とする種類株主総会を含む。）における総株主（当該種類株主総会にあつては、当該種類の株式の総株主）の議決権の二分の一以上となるものでないこと。 ハ　当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。 三　（略） 2　（略）	（農業経営改善計画の認定基準） **第十四条**　法第十二条第五項第三号の農林水産省令で定める基準は、次のとおりとする。 一　（略） 二　その農業経営改善計画に法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人を除く。）が法第十二条第四項に規定する措置として当該農業経営改善計画を作成した者（農地所有適格法人であるものに限る。）に出資をする計画が含まれる場合にあつては、当該出資が次に掲げる要件に該当するものであること。 イ　（略） ロ　当該農業経営改善計画を作成した者が株式会社である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者（法第十三条第二項に規定する関連事業者等（耕作又は養畜の事業を行う個人又は農地所有適格法人に限る。）を除く。ハにおいて同じ。）の有する議決権の合計が株主総会（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。 ハ　当該農業経営改善計画を作成した者が持分会社（会社法（平成十七年法律第八十六号）第五百七十五条第一項に規定する持分会社をいう。）である場合にあつては、農地法第二条第三項第二号イからチまでに掲げる者以外の者の数が社員の総数の二分の一以上となるものでないこと。 三　（略） 2　（略）
（農業経営発展計画の認定申請手続） **第十五条の七**　法第十六条の二第一項の規定により農業経営発展計画の認定を受けようとする者は、その名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地を記載した申請書を農林水産大臣に提出しなければならない。 2　前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。 一　定款の写し 二　株主名簿の写し 三　法第十二条第一項の認定を受けている又は受けていた期間を記した書類	（新設）